

市町村議会で議決した意見書（令和8年6月分）

No.	市 町 村 名	件 名	議決年月日
1	金 ヶ 崎 町	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2027年度政府予算に係る意見書	R8.6.9
2	宮 古 市	ゆたかな学びの実現、定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書	R8.6.12
3	花 巻 市	化製場の悪臭問題の改善措置を求める意見書	R8.6.12
4	一 戸 町	国指定名勝 鳥越山へ通じる案内標識の整備を求める意見書	R8.6.17
5	山 田 町	ゆたかな学びの実現、定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書	R8.6.18
6	八 幡 平 市	免税軽油制度の継続を求める意見書	R8.6.23
7	奥 州 市	公共施設整備事業等の実態に即した国庫補助制度及び予算執行制度の柔軟化を求める意見書	R8.6.25
8	花 巻 市	ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための2027年度政府予算に係る意見書	R8.6.26
9	釜 石 市	子どもに寄り添う時間を確保するための、2027年度政府予算に係る意見書	R8.6.29

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】令和8年6月9日 【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官 【件名】ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2027年度政府予算に係る意見書 日本の教育現場は、国際的に突出して長い教員の仕事時間と、それによるストレスの増大、教育予算や人的資源の不足という構造的な課題に直面しています。子どもたちの質の高い学びと、教職員が安心して働ける環境を確保するため、これらの課題解決が急務です。以上の課題を解決し、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、学校の働き方改革の推進と教職員定数改善とそのための予算措置が不可欠です。 給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は28年度までに35人に引き下げられます。今後は、よりきめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。 また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。 一方、義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年から国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 こうした観点から、2027年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、要望します。 記 1 国においては、学級編制標準のさらなる引き下げや、少人数学級について検討すること。 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教職員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。 4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
宮 古 市	【議決年月日】令和8年6月12日 【提 出 先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件 名】ゆたかな学びの実現、定数改善をはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書 日本の教育現場は国際的に突出して長い教員の仕事時間と、それによるストレスの増大、教育予算や人的資源の不足という構造的な課題に直面している。子どもたちの質の高い学びと、教職員が安心して働ける環境を確保するため、これらの課題解決が急務である。以上の課題を解決し、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、学校の働き方改革の推進と教職員定数改善とそのための予算措置が不可欠である。 給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編成基準は28年度までに35人に引き下げられる。今後は、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。 また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられるが、「業務の3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置が不可欠である。 こうした観点から、2027 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、国の関係機関に対して意見書を提出する。 記 1 小・中学校でのさらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。 4 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。 5 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
花 巻 市	【議決年月日】令和８年６月１２日 【提 出 先】岩手県知事 【件 名】化製場の悪臭問題の改善措置を求める意見書 本市に所在する岩手県化製油脂協同組合の化製場が、悪臭により地域住民の生活に重大な影響を及ぼすことがないように必要な改善措置を含め、岩手県において適切な指導がなされるよう強く要望します。 理由 本県の畜産振興にとって化製場は不可欠な施設ですが、化製場から発生する悪臭は隣接地域のみならず広範囲にわたって花巻市民を苦しめています。 本市ではこれまで、花巻市悪臭公害防止条例第１０条の規定に基づき改善勧告の発令や悪臭公害対策技術参与の配置、岩手県と合同の立ち入り検査など対策を実施してきました。また岩手県においても化製場法や化製場法施行条例等に基づく立ち入り検査や中部保健所の文書指導などがなされてきましたが、長年にわたって悪臭問題が解消されない状況が続いています。 よって、岩手県において畜産振興、食料生産に不可欠な化製場が、住民の生活環境に重大な影響を与えることがないように、次の措置を講じられるよう強く要望します。 1 岩手県及び花巻市、ＪＡ関係団体、化製場の受益者である「と畜残渣」など畜産副産物の排出事業者等を構成員とする、化製場悪臭対策連絡会議(仮称)を設置し効果的な対策を実施すること 2 「臭気処理」に関する規定を盛り込んだ化製場等に関する法律施行条例に改正すること 3 花巻市のみの問題とせず岩手県全体で問題を共有し、国からの支援体制を得ること 4 移設・新設を含め公設民営等による化製場の設置・運営方法について、岩手県が主体的に検討すること 上記のとおり、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一 戸 町	【議決年月日】令和8年6月17日 【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、内閣官房長官 【件 名】国指定名勝 鳥越山へ通じる案内標識の整備を求める意見書 一戸町鳥越地域に所在する国指定名勝 鳥越山（平成18年7月28日指定）は、自然の造形美と「鳥越観音」の信仰（糠部三十三ヶ所観音巡礼の二十九番札所）が融合した名所として、春の桜や秋の紅葉など四季折々の景観が楽しめる場所で町内外から多くの来訪者があります。 また、山麓には地域に古くから受け継がれてきた「すず竹細工」の伝承館「もみじ交遊舎」があり全国から竹細工ファンが訪れる場所となっており、鳥越地域の産業及び文化の振興並びに活性化に大きく寄与しております。 しかしながら、現在、国道4号から鳥越山に繋がる進入路との交差点付近には道路管理者が設置する案内標識が未設置となっており、運転者が進入路を認知することの遅れによる追突事故等の発生が懸念されているところです。 このような状況であることから、道路利用者が事故なく安全に往来できるよう道路環境の整備が必要であると考えます。 以上の趣旨から、下記の事項について、強く要望いたします。 記 ・国道4号の一戸町鳥越地内（606.16 km付近）に道路管理者が設置する案内標識を早期に整備すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
山 田 町	【議決年月日】令和8年6月18日 【提 出 先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件 名】ゆたかな学びの実現、定数改善をはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書 日本の教育現場は国際的に突出して長い教員の仕事時間と、それによるストレスの増大、教育予算や人的資源の不足という構造的な課題に直面している。子どもたちの質の高い学びと、教職員が安心して働ける環境を確保するため、これらの課題解決が急務である。以上の課題を解決し、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、学校の働き方改革の推進と教職員定数改善とそのための予算措置が不可欠である。 給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編成基準は28年度までに35人に引き下げられる。今後は、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。 また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられるが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置が不可欠である。 こうした観点から、2027 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。 記 1. 小・中学校でのさらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。 2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。 4. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。 5. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】令和8年6月23日 【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、国土交通大臣 【件名】免税軽油制度の継続を求める意見書 これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正に伴い、令和9年3月末で廃止される状況にある。 免税軽油制度は、軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免除する制度で、農業用機械や鉄道、船舶、製造業、倉庫、港湾での荷役用途車両など道路を使用しない車両、機械燃料用の軽油について免税が認められてきたものである。 令和8年4月から暫定税率は廃止となったものの、本則課税（1リットル当たり15円）は継続されることとなる。 当市においても、索道事業者が使うスキー場のコース整備のためのゲレンデ整備車、人工降雪機、管理車両等の軽油について申請に基づき免税が認められてきており、大きな援助制度となっていたものである。 この制度がなくなれば、索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、当市の地域経済や市民スポーツ振興等にも計り知れない悪影響を与えることとなる。 よって国においては、免税軽油制度が継続されるよう強く要望するものである。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥州市	【議決年月日】令和8年6月25日 【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、デジタル大臣、復興大臣 【件名】公共施設整備事業等の実態に即した国庫補助制度及び予算執行制度の柔軟化を求める意見書 近年、学校、給食センター、上下水道施設等の公共施設整備事業においては、資材価格の高騰や建設業における担い手不足、働き方改革への対応等により、事業期間の長期化や事業費の増加が全国的な課題となっている。 また、用地取得、関係機関との協議、設計変更、災害対応などにより、当初計画どおりの事業執行が困難となる事例も増加している。 しかしながら、国庫補助制度や予算執行制度は単年度主義を基本としているため、事業進捗や社会経済情勢の変化に十分対応できない場合があり、地方公共団体に追加的な事務負担や財政負担が生じているほか、公共事業の年度末集中の一因ともなっている。 公共施設は、地域住民の生活を支える重要な社会基盤であり、その整備を着実に進めるためには、地方議会による予算審議及び執行監視機能を維持しつつ、事業実態に即した柔軟な制度運用が可能となる環境整備が必要である。 よって、国においては、公共施設整備事業等の円滑かつ効率的な執行を図るため、下記事項について必要な措置を講ずるよう強く要請する。 記 1 資材価格の高騰、労務単価の上昇、災害その他の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、国庫補助制度の運用改善及び必要な財政支援の充実を図ること。 2 公共施設整備事業等の進捗状況に応じて、繰越明許費、継続費及び関連する国庫補助制度がより柔軟に活用できるよう制度及び運用の見直しを行うこと。 3 公共事業の平準化及び建設産業の持続的な発展を図るため、地方公共団体が複数年度にわたり計画的かつ安定的に事業執行できる制度の充実を図ること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
花 巻 市	【議決年月日】令和8年6月26日 【提 出 先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件 名】ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための2027年度政府予算に係る意見書 現在の教育現場は、国際的に突出して長い教員の仕事時間と、それによるストレスの増大、教育予算や人的資源の不足という構造的な課題に直面しています。子供たちの質の高い学びと、教職員が安心して働ける環境を確保するため、これらの課題解決が急務です。そして、以上の課題を解決し、子供たちのゆたかな学びを保障するためには、学校の働き方改革の推進と教職員定数改善とそのための予算措置が不可欠です。 給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）等改正を受けて、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律）が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は28年度までに35人に引き下げられます。岩手県では、国に先立って23年度から小・中学校ともに35人以下の学級編制となりました。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。 また、4月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。 教職員不足や教職志望者の減少により、岩手県内の学校でも欠員が日常的に生じており、学校運営に支障を来しています。文部科学省の「令和7年度『教師不足』に関する実態調査」によると、岩手県の小中学校の義務標準法上の定数に対する充足率は98.5%（全国平均100.9%、2025年5月1日時点）であり、全国的に見ても低い水準となっています。 文部科学省の「教員勤務実態調査」（速報値、2023年4月28日公表）によると、在校等時間が短縮したものの、持ち帰りや土日出勤を含めた残業時間は、実質月80時間を超えており、長時間労働の是正が進んでいません。岩手県内の学校現場においても、人的余裕がない中での学校運営が常態化しており、年度途中での育休者・病休者等の代替補充が進まず、欠員が生じてさらに職場に余裕がなくなるという負の連鎖が続いています。 厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体間で教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度は、2006年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。 こうした観点から、2027年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望いたします。 記 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、計画的な教職員定数改善を推

市町村議会名	意見書の内容
	進すること。 2 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
釜石市	【議決年月日】令和8年6月26日 【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件名】子どもに寄り添う時間を確保するための、2027年度政府予算に係る意見書 現在、小中学生を取り巻く課題は多様化・深刻化しており、SNSに起因するいじめの悪質化、オンラインゲーム依存、過度な学力競争による学習意欲の低下、不登校児童生徒数の増加などが顕著である。文部科学省の2024年度調査によれば、不登校児童生徒数は全国で約35万人と過去最多となり、12年連続で増加している。岩手県内においても2,685人と過去最多を記録している。 こうした状況に適切に対応するためには、子ども一人ひとりに丁寧に向き合う時間を確保し、学習面・生活面の支援を充実させることが不可欠である。しかし、教職員不足や教職志望者の減少が深刻化し、岩手県内の学校では欠員が日常的に発生し、釜石管内においても学校運営に支障をきたしている。文部科学省「令和7年度『教師不足』に関する実態調査」によれば、岩手県の義務標準法上の定数に対する充足率は98.5%（全国平均100.9%、2025年5月1日時点）と、全国的に見ても低い水準にある。 また、東日本大震災を受けて配置された復興加配は、当初115校・201人（小・中・義務教育学校）であったものが、15年間で大幅に縮小し、今年度は18校・19人にまで減少している。釜石市では、特別支援教育支援員19人の配置や、不登校児童生徒への対応として学校適応支援員の増員など、子どもたちの健全育成のための施策を講じているものの、支援員の多くは教員免許を有しておらず、教職員が担う本来業務の負担軽減には十分に結びついていないのが現状である。 小・中学校の教職員配置は、国が定める学級編制標準および教職員定数改善計画に基づいて決定され、市町村が独自に教員数を増やすことには制度上の限界がある。また、加配教職員の配置についても、実質的な決定権は都道府県教育委員会にあり、市町村単独で恒常的な加配を行うことは財政的にも困難である。 このように、教職員不足の解消や子どもと向き合う時間の確保は、地方自治体のみでは対応しきれない構造的課題であり、国による制度的・財政的支援が不可欠である。 よって、下記の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。 記 1. 小・中学校の学級編制標準を30人に引き下げること。また複式学級の解消や基準の引き下げ等について検討すること。 2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、自治体が独自で配置できる加配教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 3. 国の標準を下回る子どもの数であっても弾力的運用ができるように、加配定数の削減は行わないこと。 4. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。 5. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。